

◎新潟県訓令第4号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 （略） <u> " " 情報技術企画課</u> （略） <u> " " 人身安全・少年課</u> （略）	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 （略） <u> " " 情報管理課</u> （略） <u> " " 人身安全対策課</u> <u> " " 少年課</u> （略）